

平成29年度 再評価

# エビデンス集（データ編）

[日本高等教育評価機構]

平成29(2017)年6月

平成音楽大学

20

## データ作成に関する注意事項

以下の注意事項に従って作成してください。なお、個々の様式に注釈がある場合、この限りではありません。

- 1 原則として受審年度5月1日現在のデータを記載してください。前年度等指示がある場合も同様に、毎年5月1日時点のデータを記載してください。
- 2 小数点以下は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載してください。
- 3 指定するデータ以外に、大学独自のデータを追加する場合は、コードを各基準の末尾に続けて記載し、タイトルも付けてください。  
【例】基準3のデータを追加する場合...表3-9「タイトル」
- 4 該当しない項目がある場合、タイトルの横に「該当なし」と記載してください。また、目次にもその旨を記載してください。
- 5 データ内に該当しない個所がある場合、「-」を記載してください。
- 6 様式が当てはまらない場合、大学の実態に合わせて作表し、備考欄や欄外に注釈を記載してください。  
表は、わかりやすい形に加工することができます。また、既に作成しているデータがある場合、それに代えることもできます。
- 7 複数ページにわたる場合、タイトルは初ページ、注釈は終ページのみに残してください。
- 8 様式に付されている注釈は削除せず残してください。
- 9 MS明朝体を使用し、英数字のみCenturyを使用してください。
- 10 評価機構担当者が決定するまでの間、「データ編」に関する不明点がある場合は、[hyoukakikou@jihee.or.jp](mailto:hyoukakikou@jihee.or.jp)まで問い合わせてください。
- 11 提出後にデータの変更があった場合、実地調査終了時までは機関長名で修正又は再提出することができます。  
その後は、その都度評価機構担当者に問い合わせてください。
- 12 通信教育課程のみの大学及び大学院大学等についても、個々の様式に準じて記載してください。

# 目 次

【表F-1】	大学名・所在地等	1
【表F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	2
【表F-3】	学部・研究科構成	3
【表F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	4
【表F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数「該当なし」	5
【表F-6】	全学の教員組織（学部等）	6
【表F-6】	全学の教員組織（大学院等）「該当なし」	7
【表F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要「該当なし」	8
【表F-8】	外部評価の実施概要	9
【表3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	10
【表3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	17
【表3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	18

**表F-1**

大学名・所在地等

大学名	平成音楽大学		設置形態	<input checked="" type="radio"/> 私立・国立・公立・株式会社立
キャンパス の所在地	〒 861-3295 熊本県上益城郡御船町滝川字東原1658番地			
	〒			
	〒			
	〒			
理事長名	出田 敬三		学長名	出田 敬三
学部長名	音楽学部長	岩山 恵美子		
研究科長名				
大学 事務局長名	中村 晴治			

- ① 設置形態は該当箇所に○印をつけること。
- ② 複数のキャンパスを有する場合は、すべてのキャンパスの所在地を記載すること。
- ③ 学部長、研究科長はすべての学部、研究科において記載すること。
- ④ 大学事務局長の欄には、大学事務局長又は相当者を記載すること。

## 表F-2

設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等

名 称	設置認可年月日	開設年月日	所 在 地	備 考
音楽学部・音楽学科	平成12年12月21日	平成13年4月1日	熊本県上益城郡御船町滝川字東原1658番地	
音楽学部・こども学科	平成16年11月17日	平成17年4月1日	熊本県上益城郡御船町滝川字東原1658番地	
音楽専攻科	平成16年9月27日	平成17年4月1日	熊本県上益城郡御船町滝川字東原1658番地	

- ① 学部・学科、大学院研究科・専攻、研究所等ごとに記載すること。
- ② 当該研究科もしくは専攻が、専門職大学院である場合は、備考欄にその旨を記載すること。
- ③ 教養教育科目・外国語科目・保健体育科目・教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、学部にならって記載すること。  
その場合は、「設置認可年月日」欄は斜線を引くこと。
- ④ 通信教育課程、専攻科、別科等があれば、これも記載すること。
- ⑤ 学部、学科、研究科等が、改組または名称変更等をしている場合は、備考にその時期と名称等を記載し、変遷がわかるようにすること。
- ⑥ 学部、学科、研究科等が、届出のみで認可を受けた場合の「設置認可年月日」は、届出年月日を記載し、その旨を備考に記載すること。
- ⑦ 学部、学科、研究科等が、募集を停止している場合や完成年度に達していない場合は、その旨を備考に記載すること。
- ⑧ 現在、文部科学省に設置申請中の学部・学科、大学院研究科・専攻・課程（修士・博士）がある場合は、下表に記載すること。

開設予定の学部・学科・大学院研究科等

名 称	開設予定年月日	所 在 地	備 考

**表F-3**

学部・研究科構成

【学部】

音楽学部		
音楽学科 こども学科		

【大学院】「該当なし」

〇〇研究科	〇〇研究科	〇〇研究科
〇〇専攻（〇士課程）	〇〇専攻（〇士課程）	〇〇専攻（〇士課程）

- ① 学生が在籍している学部・学科、研究科・専攻は全て記載すること。
- ② 募集停止の学科・専攻には、学科・専攻名の後に「※」を記載すること。ただし、学部・研究科で募集停止している場合は、学部・研究科名の後にのみ「※」を記載すること。

表F-4

学部・学科の学生定員及び在籍学生数

学 部	学 科	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	在籍学生 総数	編入学 生数 (内数)	b/a	在 籍 学 生 数								備 考	
								1年次		2年次		3年次		4年次			男女比率
								学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)		男：女
音楽学部	音楽学科	60	余裕がある場合に若干名	270	118		0.44	22		29		29		38	4	3：7	
	こども学科	40	余裕がある場合に若干名	130	145		1.12	31		38		37		39		1：9	
音楽学部計		100		400	263		0.66	53		67		66		77	4	2：8	
専攻科	音楽専攻科	10	—	10	3		0.30										
音楽専攻科計		10		10	3		0.30									10：0	
合 計		110		410	266		0.65									2：8	

- ① 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記載すること。
- ② 4年間（医、歯、薬、獣医に関する学部・学科は6年間）の入学定員、編入学定員を記載の上、収容定員を計算すること。
- ③ 入学定員に変更があった場合、入学定員の欄には変更後の数のみを記載し、収容定員の欄には変更後の数を記載するとともに括弧書きで変更前と後の入学定員を足した実際の定員の数を記載すること。また、b/aの欄には両方の計算結果を記載するとともに、備考の欄には変更前と後の入学定員数を記載すること。編入学定員の変更があった場合、または完成年度を迎えていない学部、学科があった場合の記載も同様。
- ④ 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載すること。
- ⑤ 年度により定員が変動している場合は、備考欄にその理由を記載すること。
- ⑥ 医、歯、薬、獣医学部（あるいは獣医（関係）学科をもつ学部）の場合には、6年次まで作成すること。
- ⑦ 編入学定員を設定している場合は、備考欄にその受け入れ年次を記載すること。
- ⑧ 留年者には、休学や留学によって進級が遅れた者は含めないこと（進級要件を設定していない大学で、2年次に留学もしくは休学した学生が、4年で卒業できず、留年となった場合は2年次、4年次のいずれの留年者数にも含めないこと）。
- ⑨ 「b/a」欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。
- ⑩ 通信教育課程、専攻科、別科等についても学部の表に準じて作成すること。
- ⑪ 男女比率については、全体を10として、整数で表示すること。
- ⑫ 編入学定員については、「若干名」の場合は「0」と記載し、編入学募集を行っていない場合は「—」を記載すること。
- ⑬ 募集停止している学部、学科も、学生が在籍している場合は記載すること。

表F-5

大学院研究科の学生定員及び在籍学生数 「該当なし」

研究科	専攻	入学定員		収容定員		在籍学生数								c/a	d/b	男女比率 男：女	備考
		修士課程	博士課程	修士課程 (a)	博士課程 (b)	修士課程				博士課程							
						一般	社会人	留学生	計(c)	一般	社会人	留学生	計(d)				
○○研究科	○○専攻																
○○研究科計																	
○○研究科	○○専攻																
○○研究科計																	
合計																	

- ① 博士課程を前期と後期に区分している場合は、前期課程は修士課程の欄に後期課程は博士課程の欄に記載すること。また、5年一貫制及び4年一貫制（医・歯学部、獣医学系あるいは獣医（関係）学科をもつ学部）の博士課程は博士課程の欄に記載すること。
- ② 専門職学位課程は、備考欄に（専門職）と記載し、付与する学位の種類に対応する欄に記載すること。
- ③ 「c/a」及び「d/b」欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。
- ④ 「一般、社会人、留学生」欄について、社会人は社会人枠の入試形態による、留学生は留学ビザがある学生、それ以外は一般とみなす。
- ⑤ 男女比率については、全体を10として、整数で表示すること。



表F-6

全学の教員組織（学部等）

学部・学科、その他の組織		専任教員数					助手	設置基準上 必要専任教員数	設置基準上 必要専任 教授数	専任教員 1人当た りの在籍 学生数	兼担 教員数	兼 任 (非常勤) 教員数 (b)	非常勤 依存率(%) $\frac{b}{a+b} * 100$	TA・RA等				備考
		教授	准教授	講師	助教	計(a)								TA	RA	その他	合計	
音楽学部	音楽学科	7	3	1	0	11	0	6	3	14	5	66	78	—	—	—	—	
	こども学科	4	2	2	0	8	0	5	3		3			—	—	—	—	
音楽学部計		11	5	3	0	19	0	11	6					—	—	—	—	
その他の組織		—	—	—	—	—	—	/	/	/	—	—	/	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	/	/	/	—	—	/	—	—	—	—	
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数		/	/	/	/	/	/	7	4	/	/	/	/	/	/	/	/	
合 計		11	5	3	0	19	0	18	10	—	66	/	0	0	0	0		

\* 次ページあり

表F-6

全学の教員組織（大学院等） 「該当なし」

研究科・専攻、研究所等		専任教員数					助手	設置基準上必要研究指導教員数	設置基準上必要研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計	研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計	研究指導教員数	研究指導補助教員数	兼任教員数	兼任(非常勤)教員数	TA・RA等				備考	
		教授	准教授	講師	助教	計									TA	RA	その他	合計		
○○研究科	○○専攻																			
	○○専攻																			
○○研究科計																				
○○研究所																				
合計																				

- ① 教員については、学部・大学院研究科・研究所等、所属組織ごとに大学の発令に基づき記載すること。また、学部授業を担当しない専任教員がいる場合、その人数は専任教員数に含めず、備考欄にその数を記載すること。
- ② 専任・兼任・兼任の取り扱いについては、当該大学に所属する教員が2以上の学部、学科（専攻を置く場合は、専攻）にわたり授業を行う場合には、1の学科（専攻を置く場合は、専攻）に限り専任教員となり、その他の学科等においては兼任教員となる。また、所属が他の大学又は企業等の場合は、兼任教員となり、同一法人内の短大、専門学校等の教員も含む。
- ③ 「設置基準上必要専任教員数」欄の記載方法は大学設置基準第13条、別表第1、別表第2に基づき記載すること。
- ④ 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等学部に関連する独立の組織がある場合には、「（その他の組織）」欄に、その名称を記載すること。
- ⑤ 大学院大学の場合は、設置する研究科・専攻について、「全学の教員組織（大学院等）」の記載欄に準じて記載すること。
- ⑥ 専門職大学院を有する場合は、「全学の教員組織（大学院等）」の記載欄に準じて、新たに表を作成すること。また、専門職大学院の専任教員が他の組織で専任扱いになっている場合は、専任教員として両方ともカウントし、その旨を備考欄に記載すること。
- ⑦ 名称変更している学科や統合した学科については、新旧の2つの学科をあわせて専任教員数を記載し、その旨を備考欄に記載すること。
- ⑧ 1人の兼任教員が複数の学科を担当する場合は、それぞれカウントすること（重複可）。もしくは、大学の実状によっては、兼任教員数の欄は学科ごとではなく学部全体で記載してもよい。
- ⑨ 1人の兼任教員が複数の学部を担当する場合は、本務以外の学部の兼任教員欄にそれぞれカウントすること（重複可）。もしくは、大学の実状によっては、学部に関わる兼任教員数の欄は、学科ごとではなく学部全体で記載してもよい。
- ⑩ 学部の教員が研究科の教員を兼ねている場合、兼任とみなす。
- ⑪ 履修者がいない科目を担当している教員、及び修士の論文指導だけを担当している教員についても専任教員としてカウントすること。
- ⑫ 専任教員に渡航者がいる場合は、渡航者を含んだ教員数を記述し、渡航者の状況については、備考欄に記載すること。
- ⑬ TA(Teaching Assistant)、RA(Research Assistant)がいる場合は、それぞれ担当する科目を開講している学科、研究科の欄に人数を記載すること。
- ⑭ 「設置基準上必要研究指導教員数」及び「設置基準上必要研究指導教員数と研究指導補助教員数合計」欄の記載方法は「大学院設置基準第9条の規定に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数」（平成11年9月14日文部省告示第175号）に基づき記載すること。
- ⑮ 医学、歯学関係の研究科を有する場合は、「博士課程」「修士課程」に分けて、それぞれ記載すること。

表F-7

附属校及び併設校、附属機関の概要

「該当なし」

名 称	開設年月日	所 在 地	機関の長
		〒	
		〒	
		〒	
		〒	
		〒	
		〒	

① 同一法人内の附属校（幼稚園、小・中学校、高等学校、短期大学等）及び併設校がある場合はすべて記載すること。

② 附属機関（附属病院、附属研究所、博物館等）がある場合はすべて記載すること。ただし、図書館は除くこと。

## 表F-8

### 外部評価の実施概要

評価機関名	評価時期(年 月)	機関別・プログラム別	備考
公益財団法人日本高等教育評価機構	平成27年3月	大学機関別認証評価	
公益財団法人日本高等教育評価機構	平成22年3月	大学機関別認証評価	

- ① 認証評価を含め、JABEE（日本技術者教育認定機構）、ISO（環境、情報セキュリティー等）、その他第三者評価等の外部評価を受けた実績がある場合はすべて記載すること。
- ② 評価時期には、評価結果を受け取った時期を記載すること。また、進行中の場合も記載し、その旨を備考に記載すること。

表3-2

大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況(学校教育法)

関連規定等	学校教育法	遵守状況	備考
大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○第83条(大学の目的)	○	学則第2条。
	○第85条(教育研究上の基本組織(学部))	○	学則第3条の2(学部)、35条(専攻科)
	○第87～89条(修業年限、その特例)	○	学則第5条、18条2項。法89条(繰上卒業)はない
	○第90条(入学資格)	○	学則第10条。内容は法90条及び規則150条と整合
	○第92条(学長、教授等必要な職員)	○	学則第55条、55条の2、55条の3
	○第93条(教授会の設置)	○	学則第56条、57条、58条
	○第104条(学位の授与)	○	学則第30条
大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○第108条、第122条、第132条(編入学)	○	学則第18条
	○第92条(学長、教授等必要な職員)[再掲]	○	学則第55条、55条の2、55条の3、教員選考規程
大学が備えるべき教員組織、施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定	○第114条(事務職員)	○	学則第55条の3、事務組織規程
	○第109条(自己点検・評価)	○	学則第3条、自己点検・評価規程
教育活動及びこれに関連する活動の規範を定める規定	○第113条(教育研究活動の公表)	○	本学HP
	○第87～89条(修業年限、その特例)[再掲]	○	学則第5条、18条2項。法89条(繰上卒業)はない
学生の履修及び卒業要件に関する規定	○第104条(学位の授与)[再掲]	○	学則第30条
	○第105条(履修証明書の交付)	—	履修証明制度は導入していない

\*次ページあり

表3-2

大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況(学校教育法施行規則)

関連規定等	学校教育法施行規則	遵守状況	備考
大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○第143条(教授会の権限)	○	学則第59条(代議員会を設置)
	○第146～149条(修業年限及びその特例に関する細目)	○	学則第29条。特例は適用せず
	○第150～154条(入学資格に関する細目)	○	学則第10条
	○第161条、第162条、第178条、第186条(編入学、転学等)	○	学則第18条。外国の大学や国連大に触れていないが、事例はない
大学が備えるべき教員組織、施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定			
教育活動及びこれに関連する活動の規範を定める規定	○第4条(学則記載事項)	○	学寮については、平成28年3月に寮を廃止したので、学則からも削除した。他の必須記載事項はすべてある
	○第24条(指導要録)	○	成績の記録等、大学の教務上必要な情報は管理している。
	○第28条(備えるべき表簿)	○	本学で該当するものはすべて備えている
	○第163条(学年の始期、終期)	○	学則第6条、第9条、第30条の2
	○第165条の2(三つの方針)	○	学則第5条の2
	○第166条(自己点検・評価に関する細目)	○	自己点検・評価委員会規程
	○第172条の2(教育研究活動等の情報の公表)	○	表3-3参照
学生の履修及び卒業要件に関する規定	○第26条(学生に対する懲戒の手続きの決定)	○	学則第51条、学生懲戒規程
	○第164条(履修証明書の交付に関する細目)	—	履修証明制度は導入していない
	○第173条(卒業証書授与)	○	授与する旨の規定はないが、授与している

\*次ページあり

表3-2

大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況(大学設置基準)

関連規定等	大学設置基準	遵守状況	備考
大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○第3～6条(教育研究上の基本組織(学部、学科、学部以外の基本組織))	○	学則第3条の2(学部、学科)。35条(専攻科)
	○第18条(収容定員)	○	学則第4条
	○第40条の4(大学等の名称)	○	学則第1条、第3条の2。名称は適切で分かりやすい
大学が備えるべき教員組織、施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定	○第7条(教員組織の編成)	○	1学部2学科編成で適切な陣容
	○第10条(授業科目の担当)	○	主要な授業科目は専任教員が担当している
	○第12～13条(専任教員)	○	基準は専任12人うち教授6人。現在は19人うち11人
	○第13条の2～17条(学長、教授、准教授、講師、助教、助手の資格)	○	学長選任規程、教員選考規程
	○第34条(校地)	○	芸術教育に最適の環境である
	○第35条(運動場)	○	充足している。
	○第36条(校舎等施設)	○	充足している。ただし災害により一時的に不十分。
	○第37条(校地の面積)、第37条の2(校舎の面積)	○	充足している。
	○第38条(図書等の資料及び図書館)	○	充足している。ただし災害により一時的に不十分。
	○第39条(附属施設)、第39条の2(薬学実務実習に必要な施設)	○	こども学科附属幼稚園は熊本音楽幼稚園
	○第40条(機械、器具等)	○	楽器類は十分に整備している。
	○第40条の2(二以上の校地における施設整備)	—	サテライトステージがあるが、教育研究はしていない。
	○第40の3(教育研究環境の整備)	○	整備されている。ただし災害により一時的に不十分。
	○第41条(事務組織)	○	学則第55条の3、事務組織規程
	○第42条(厚生補導の組織)	○	学則第63条
○第60条(段階的整備)	—	新規の大学設置ではない	

\*次ページあり

### 表3-2

大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況(大学設置基準)

関連規定等	大学設置基準	遵守状況	備考
教育活動及びこれに関連する活動の規範を定める規定	○第2条(教育研究上の目的)	○	学則第3条の2
	○第2条の2(入学者選抜の方法)	○	入試センターが担当
	○第19～21条(教育課程、単位の計算方法)	○	学則第22条。カリキュラムポリシーに沿って編成。
	○第22～23条(授業期間)	○	学則第7～8条、23～24条
	○第24～25条(授業を行う学生数、授業の方法)	○	少人数授業、実技重視
	○第25条の2(成績評価基準等の明示等)	○	学生便覧
	○第25条の3(教育内容等の改善のための組織的な研修等)	○	FD委員会
	○第27条(単位の授与)	○	学則第24条、26条
	○第42条の2(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)	○	就職委員会
	○第42条の3(研修の機会等)	○	職員教育推進計画(平成29(2017)年3月)
学生の履修及び卒業要件に関する規定	○第27条(単位の授与)[再掲]	○	学則第24条、26条
	○第27条の2(履修科目の登録の上限)	○	履修規程16条
	○第28条(他の大学・短大の授業科目の履修等)	○	学則第27条
	○第29条(大学以外の教育施設等での学修)	○	学則第28条
	○第30条(入学前の既修得単位等の認定)	○	学則第29条
	○第30条の2(長期にわたる教育課程の履修)	—	長期履修生制度は導入していない
	○第31条(科目等履修生等)	○	学則第6章
	○第32条(卒業の要件)	○	学則第25条

\*次ページあり



表3-2

大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況(学位規則)

関連規定等	学位規則	遵守状況	備考
大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○第2条(学位授与の要件)	○	学則第30条
大学が備えるべき教員組織、施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定			
教育活動及びこれに関連する活動の規範を定める規定			
学生の履修及び卒業要件に関する規定	○第2条(学位授与の要件)[再掲]	○	学則第30条
	○第10条(専攻分野の名称)	○	学則第30条(音楽)
	○第13条(学位規程の制定・報告)	○	学士だけを授与しているので文科省への報告は不要

\*次ページあり

### 表3-2

大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況(告示)

関連規定等	告示	遵守状況	備考
大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件【学校教育法施行規則】等	○	27文科高第1189号 →学則第10条3項。過去、韓国の高校を正規に卒業した者を、卒業証明を確認して受け入れたことがある。
大学が備えるべき教員組織、施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定	○大学新設等の場合における教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的整備について定める件【大学設置基準】	—	大学を新設していない
	○薬学部における実務家教員の要件等【大学設置基準】等	—	薬学部を持っていない
教育活動及びこれに関連する活動の規範を定める規定	○高度メディア授業について定める件【大学設置基準】	—	平成13年告示第51号、平成19年第114号
	○大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件【大学設置基準】等	—	平成15年告示第43号
学生の履修及び卒業要件に関する規定	○大学が単位を与えることのできる学修を定める件【大学設置基準】等	○	平成3年告示第68号 学則第28条で短大と高専の専攻科を指定。告示の学校には追加すべきところがない

\*次ページあり

### 表3-2

大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況(私立学校法)(私立大学の場合のみ)

関連規定等	私立学校法	遵守状況	備考
学校法人の運営に関する規定等	○第35条(役員)	○	寄附行為第8条(理事8人、監事2人)
	○第36条(理事会)	○	寄附行為第15条
	○第37条(役員職務)	○	寄附行為第11条から14条
	○第38条(役員選任)	○	寄附行為第6条、7条
	○第39条(役員兼職禁止)	○	寄附行為第7条
	○第40条(役員補充)	○	寄附行為第9条
	○第40条の5(利益相反行為)	○	代表権は理事長に限っている。理事長が利益相反の立場になったことはない
	○第41条～43条(評議員会)	○	寄附行為第19条から22条
	○第44条(評議員選任)	○	寄附行為第23条
	○第45条(寄附行為変更の認可等)	○	寄附行為第41条
	○第46条(評議員会に対する決算等の報告)	○	寄附行為第34条2項
	○第47条(財産目録等の備付け及び閲覧)	○	寄附行為第35条
	○第48条(会計年度)	○	寄附行為第37条

① 「関連規定等」の内容を踏まえ、学校教育法をはじめ、各種法令と大学の諸規定と照合し、遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は、「―」で記載すること。

② 遵守の状況が「×」又は「―」の場合及び状況説明等が必要な場合は、「備考」欄にその理由等を記載すること。

### 表3-3

#### 教育研究活動等の情報の公表状況

公表の項目	公表の内容	公表の方法
大学の教育研究上の目的及び第165条の2第1項の規定により定める方針に関する事	目的は建学の精神(学則第2条) 方針は3つのポリシー(学則第5条の2)	本学HP→上段メニュー「平成音楽大学について」
教育研究上の基本組織に関する事	学部、学科、コース等の編成	本学HP→下段メニュー「情報公開」の「教育研究上の基本組織に関する事」
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	職階別教員数 年齢別専任教員数 教員一覧	本学HP→「情報公開」の「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関する事」 本学HP→教員一覧
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	教育方針 入学者・在学者数 卒業生・進学・就職者数 就職状況	本学HP→「情報公開」の「入学者に関する受入方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関する事」
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	シラバス 履修規程	本学HP→「情報公開」の「授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関する事」
学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	シラバス 履修規程	本学HP→「情報公開」の「授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関する事」
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	キャンパスの配置図 主要な建物の説明と写真	本学HP→「情報公開」の「校地、校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関する事」 本学HP→左側メニュー「キャンパス」
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	学費 大学独自の奨学金制度 学外奨学金制度 熊本地震被災学生の入学検定料免除措置	本学HP→左側メニュー「学費及び奨学金制度」 本学HP→「学費及び奨学金制度」→左側メニュー「大学独自の奨学金制度」 本学HP→「学費及び奨学金制度」→左側メニュー「学外奨学金制度」 本学HP→「学費及び奨学金制度」→左側メニュー「熊本地震被災関連入学検定料免除について」
大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	学費及び奨学金制度 就職支援サポート 学生支援センター カウンセラー制度	学費及び奨学金制度については前行参照 就職支援は、本学HP→「平成音楽大学について」→「就職支援サポート」 学生支援センターとカウンセラー制度は、本学HP→「情報公開」の「大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関する事」

- ① 「公表の内容」の欄には詳細な公表内容の名称等を列記して記載すること。
- ② 「公表の内容」の欄に列記されている内容に対応して、「公表の方法」の欄には詳細な公表方法を記載すること。
- ③ 「公表の項目」の全部又は一部該当しない場合、「公表の内容」の欄及び「公表の方法」の欄に「公表なし」と記載すること。

**表3-4**

財務情報の公表（前年度実績）

**【閲覧の方法】**

閲覧の方法 （自由筆記）	財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、財務概要報告書、会計監査人の監査報告書及び監事の監査報告書を会計課に10年分常備しており、直接申し出ればよい。
-----------------	--

**【その他の開示方法】**

自己点検・ 評価報告書			学内広報誌			大学機関紙			財務状況に 関する報告書			学内LAN			ホームページ （ウェブサイト 等）			その他 （一般向けの 経済紙等）			開示請求があれ ば対応する		
資金	消費	貸借	資金	消費	貸借	資金	消費	貸借	資金	消費	貸借	資金	消費	貸借	資金	消費	貸借	資金	消費	貸借	資金	消費	貸借
									○	○	○				○	○	○				○	○	○

- ① 財務情報の閲覧の方法を自由筆記すること。
- ② 【その他の開示方法】について、あてはまる部分に○印を記載すること。
- ③ 受審前々年度決算の資金収支計算書（資金）・消費収支計算書（消費）・貸借対照表（貸借）について、受審前年度に公表したものをすべて記載すること。